

病状説明等の実施時間について

医師をはじめとする病院職員の長時間労働が社会問題となっており、労働時間短縮に向けた取り組みが求められております。そのため、当センターでは、提供する医療の質や安全を維持しつつ、「働き方改革」の趣旨に基づき、職員の労働時間短縮に向けた取り組みの一つとして、以下の取り組みを進めておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1. 病状の説明や手術・検査などの説明を、原則、平日の勤務時間内(9:00-17:30)に実施します。
2. 緊急時や患者様の病状により、土日・祝日・平日夜間に説明が必要な場合は、当直医および診療科オンコール医師が、主治医に代わり対応します。



大阪急性期・総合医療センター 総長

令和3年8月